



1

4月1日から

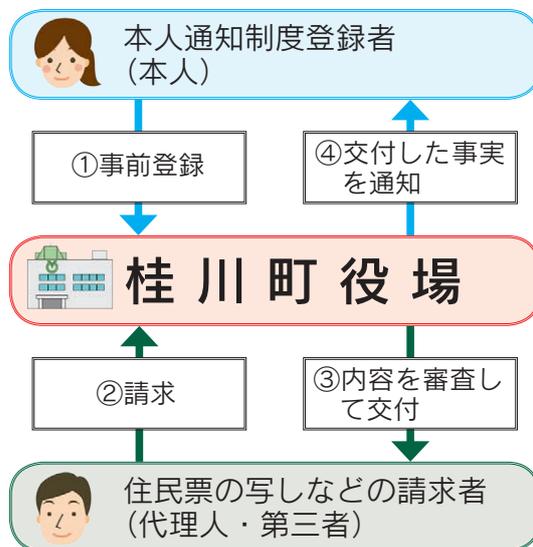
事前登録型本人通知制度が始まります

桂川町に住民登録のある人が、事前に登録することにより、その人の住民票の写し等を代理人や第三者に交付したとき、登録者本人にその事実をお知らせする「事前登録型本人通知制度」が始まります。

住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害を防止することが目的です。

なお、第三者から事前登録者の住民票の写し等の請求があった場合に、事前登録者に交付の可否を確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

【イメージ図】



【制度概要】

開始日	4月1日 (登録の受付は、3月3日から開始)
登録期間	登録した日から5年を経過した日以後の最初の9月30日まで
事前登録できる人	事前登録の申込みの日において、桂川町に住民登録がある人 ※同一世帯の人でも個人単位での申請となります。 ※未成年の人は親権者が申請できます。
登録の手続き	役場住民課で登録の申し込みができます(登録料無料)。 ※疾病などその他やむを得ない理由により、直接窓口で登録の申請ができない人は、郵送による手続きも可能です。
通知の対象となる証明書等	①住民票の写しで本籍が記載されたもの ②住民票記載事項証明書で本籍が記載されたもの ③戸籍の附票の写し ④戸籍全部(個人)事項証明書 ⑤戸籍記載事項証明書 ※除票及び除籍は、通知の対象外です。

通知内容	<p>①交付年月日</p> <p>②交付した住民票の写し等の種別および通数</p> <p>③交付請求者の種別(本人等の代理人、本人等以外の人)</p> <p>※交付した第三者の住所、氏名は通知されません。</p> <p>※本人通知を受けた人で住民票の写し等を交付した事実証明書を必要とするときは、本人からの請求により「桂川町住民票の写し等交付事実証明書」を交付します(要手数料)。</p> <p>※桂川町個人情報保護条例の範囲内において、同条例の規定に基づき本人が開示請求することができます。</p>
------	--

※「本人等」とは、住民票の写しは「同一世帯の方」、戸籍謄(抄)本及び戸籍の附票の写しは「戸籍に記載されている方、その配偶者、直系親族」をいいます。

※「第三者」とは、本人等以外の人で個人、法人、八士業(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)など法に基づいて請求できる人や本人等から委任された代理人をいいます(ただし、国または地方公共団体の機関を除く)。



問合先 住民課 住民年金係 ☎ 65・3301